

滑川町告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第250回滑川町議会臨時会を招集する。

令和8年1月27日

滑川町長 大 塚 信 一

記

1 招集日時 令和8年2月5日 午前10時

2 招集場所 滑川町議場

3 付議事件

（1）専決処分の承認を求めることについて（令和7年度滑川町一般会計補正予算（第5号））

（2）専決処分の承認を求めることについて（令和7年度滑川町一般会計補正予算（第6号））

（3）令和7年度滑川町一般会計補正予算（第7号）の議定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（ 1 3 名 ）

1 番	小	澤		実	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
9 番	赤	沼	正	副	議員	1 0 番	原			徹	議員
1 1 番	谷	嶋		稔	議員	1 2 番	中	西	文	寿	議員
1 3 番	吉	野	正	浩	議員	1 4 番	井	上		章	議員
1 5 番	内	田	敏	雄	議員						

不応招議員（ 1 名 ）

8 番	松	本	幾	雄	議員
-----	---	---	---	---	----

令和 8 年第 2 5 0 回滑川町議会臨時会

令和 8 年 2 月 5 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

開会及び開議の宣告

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

町長挨拶

町長提出議案の一括上程、説明

3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度滑川町一般会計補正予算（第 5 号））

4 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度滑川町一般会計補正予算（第 6 号））

5 議案第 3 号 令和 7 年度滑川町一般会計補正予算（第 7 号）の議定について

6 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

出席議員（１３名）

1 番	小	澤		実	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
9 番	赤	沼	正	副	議員	1 0 番	原			徹	議員
1 1 番	谷	嶋		稔	議員	1 2 番	中	西	文	寿	議員
1 3 番	吉	野	正	浩	議員	1 4 番	井	上		章	議員
1 5 番	内	田	敏	雄	議員						

欠席議員（１名）

8 番	松	本	幾	雄	議員
-----	---	---	---	---	----

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町	長	大	塚	信	一
副町	長	小	柳	博	司
教	育	上	野		修
総務	政策課長	稲	村	茂	之
税	務課長	島	田	昌	徳
会	計管理	高	坂	克	美
会	計課長				
町民	保険課長	松	本	由紀	夫
福祉	課長	宮	島	栄	一
高齢	介護課長	篠	崎	美	幸
健康	づくり課長	上	野		聡
環境	課長	関	口	正	幸
産業	振興課長兼	服	部	進	也
農業	委員会事務局長				
建設	課長	福	島	吉	朗
教育	委員会事務局長	澄	川		淳
上下	水道課長	神	田		等

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	大	林	具	視
書					記	宮	島	美	咲

録 音 吉 野 和 弘

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

開会及び開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第250回滑川町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、8番、松本幾雄議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第250回滑川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定によりまして、議長において指名します。

5番 阿部弘明議員

6番 西宮俊明議員

7番 北堀一廣議員

以上、3名の方をお願いします。

会期の決定

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本臨時会の運営に関わる議会運営委員会は、1月29日午前10時より開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員6名でございます。なお、執行部より町長、副町長、総務政策課長に出席をいただきまして、付議されます案件等について説明をいただき、慎重に協議をいたしました。

その結果、会期は本日１日とし、全議案審議、全日程終了次第閉会することと決定をいたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日１日として会期を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり、会期は本日１日と決定いたしました。

町長挨拶

○議長（内田敏雄議員） 本臨時会の招集者であります大塚町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

大塚町長、お願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりましてご挨拶申し上げます。

本日は、第250回滑川町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変お寒い中、また何かとお忙しい中ご出席を賜り開会できますこと御礼申し上げます。

本日の臨時会に提出いたします議案は、物価高騰に伴う町民の生活支援としての一般会計補正予算の議定をはじめとして、３件のご審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございます。

町長提出議案の一括上程、説明

○議長（内田敏雄議員） 日程第３、議案第１号から日程第５、議案第３号まで３議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本臨時会に提案いたします議案の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、令和7年度滑川町一般会計補正予算（第5号）について、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7,923万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億3,626万7,000円としたものです。物価高対応子育て応援手当を給付する事業の実施に伴うもので、令和8年1月7日に専決処分をしたものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、令和7年度滑川町一般会計補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,131万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億4,758万5,000円としたものです。急な解散に伴う第51回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴うもので、令和8年1月21日に専決処分をしたものでございます。

議案第3号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第7号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ9,478万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ94億4,237万1,000円とするものです。物価高騰に伴う生活支援事業として、全町民への現金給付事業及び水道基本料金減免事業の実施費用の補正でございます。

以上、3議案を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、提出いたします議案の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、議案第1号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

次に、稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和8年1月7日に令和7年度滑川町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案をいたします。

それでは、1ページをお開きください。

専決第1号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度滑川町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,923万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,626万7,000円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 7 日専決

滑川町長 大 塚 信 一

初めに、本補正予算の概要でございますが、令和 7 年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策により、18歳以下の児童のいる世帯に対し、児童 1 人当たり 2 万円の物価高対応子育て応援手当を支給することとされ、本事業を早期に着手する必要があったため、本事業の実施に係る予算の補正を専決処分行ったものでございます。

次に、6 ページの事項別明細書を御覧ください。初めに、歳入になります。款15国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金では、節 3 児童福祉総務費国庫補助金として、今回の事業費の財源である物価高対応子育て応援手当支援事業費補助金7,660万円及び同じく事務費補助金263万4,000円を計上しております。

次に、7 ページを御覧ください。歳出予算になります。款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費ですが、合計7,923万4,000円の増額となります。事務費として節 3 職員手当等82万1,000円、節10需用費29万6,000円、節11役務費107万7,000円等の計上のほか、事業費である節19扶助費に物価高対応子育て応援手当7,660万円を計上しております。積算に当たっては、令和 7 年 9 月30日時点における児童手当支給対象児童数のほか、令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間の新たな児童手当支給認定者及び今後の出生予定数等を積算し、支給対象者を合計3,830人と見込んでおります。

なお、本事業の実施に係る経費は、全額国庫補助対象となっております。

以上で議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は表示板に表示します。

質問形式は対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き質疑に入ります。1 回目に一括質疑、一括答弁または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔 2 番 上野葉月議員登壇 〕

○ 2 番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

7 ページ、歳出のところですが。今ご説明いただいたように項目が出てきているのですが、この事業、国の物価高対応子育て応援手当事業に対して専決処分されたということです。金額や時期等、国からの指示でほぼほぼ決まっている事業なのかなというふうに受け取っております。先ほど積算のところでは児童手当対象者などを基に積算をして、対象者を人数を見ていたというふうにご説明がありました。上のほうから時間外勤務手当、システム改修費等出てきているのですが、これらの中で自治体の裁量で金額が決められるようなものというのはあったのでしょうか。大体事業が決まって、事業規模が決まって、対象者も積算で数えていくだけで、対象者の融通というのはあまり自治体のところではできないのかなというふうに受け取っているのですが、自治体の裁量で決めることができた、あるいは裁量によって左右されるような項目というのがこの数字の中にあつたのかどうかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員の質問にお答えさせていただきます。

自治体の裁量で決められる予算ということで、事務費につきましては、自治体のほうで各職員が時間外何時間するかとか、システム改修に幾らかかるとか、あと役務費、消耗品等幾らかかるといのは、自治体のほうの裁量で決められる予算となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○ 2 番（上野葉月議員） 今時間外勤務手当というところが出たのですが、時間外勤務手当がこの物価高対応子育て応援手当の事務に係る時間が全て当たっているということではなくて、通常事業内の中に事務を行う時間があって、それにプラスしてオーバーするところでの時間外勤務手当というボリューム感の把握でよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらで計上させていただきました時間外勤務手当でございますが、基本的に福祉課の職員、通常業務のほうの手いっぱいでございまして、通常時間内にこちらの事務を行うことが多分ほぼほぼ行えない状況でございますので、こちらに計上させていただきました時間外につきましては、こちらの応援手当支給事業を通常業務後に行う時間外として計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番(上野葉月議員) ありがとうございます。通常時間外で福祉課の職員も職員数少ない中でいろんな業務をやってくださっていて、なかなかこういう突発的な業務が入ってくるとかなり大変なのかなというところがうかがうことができるかと思います。答弁いただいた中で、恐らく事務費等は固定費なので、大体もう決まってきたかと思っていますので、あまり自治体の判断で決めて、金額決めたりするところはほばないのかなというふうにお聞きして思いました。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○議長(内田敏雄議員) ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番(阿部弘明議員) 5番、阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど支給について説明がありましたけれども、新しく想定されるということで3,830人ということなのだと思うのですが、支給方法なのだと思うけれども、自動的にこの児童手当を支給されている方には行くということではよろしいのでしょうか。

○議長(内田敏雄議員) 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長(宮島栄一) 福祉課長、阿部議員のご質問にお答えさせていただきます。

一応原則支給の方法は、10月支給時の児童手当受給口座に振込ということになっております。また、申請が必要な方につきましては、届出書により届け出た口座のほうに振込をさせていただくということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(内田敏雄議員) 阿部議員。

○5番(阿部弘明議員) 申請が必要な人への告知というのはどのようにしてやられるのでしょうか。

○議長(内田敏雄議員) 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長(宮島栄一) 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

つい先日2月4日に1月末時点で住民登録されているお子様のいる世帯につきましては、応援手当のご案内ということで申請が必要な方及び申請が必要でない方、全ての方にお知らせをさせていただいております。また、ホームページ等でもお知らせをさせていただいておりますので、そちらのほうで告知をさせていただいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(内田敏雄議員) 阿部議員。

○5番(阿部弘明議員) とすると、漏れはないという考えでよろしいですね。

○議長(内田敏雄議員) 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、答弁させていただきます。

今現在、住民登録させていただいているお子様につきましては漏れはないと考えておりますが、これから転入してきて手続されるお子様がいる世帯等につきましては、窓口等でもお知らせをさせていただきたいと思いますので、そのような対応でよろしくをお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度滑川町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、議案第2号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

次に、稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和8年1月21日に令和7年度滑川町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案をいたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

専決第2号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度滑川町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,131万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,758万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月21日専決

滑川町長 大塚 信一

初めに、本補正予算の概要でございますが、令和8年2月8日に衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、これらに必要な経費を早急に計上する必要が生じたため、予算の補正を専決処分にて行ったものでございます。

次に、6ページの事項別明細書を御覧ください。初めに、歳入になります。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金では、節10衆議院議員選挙費県委託金として、今回の選挙経費の財源である衆議院議員選挙費県委託金1,112万7,000円及び同じく開票速報事務費県委託金11万4,000円を計上いたしました。

次に、7ページを御覧ください。歳出になります。款2総務費、項4選挙費、目11衆議院議員選挙費で合計1,190万円の増額となります。財源に当たっては、基本的には全額県委託金の収入を見込むものの、備品購入費の一部は一般財源の負担となっております。主な補正でございますが、節1報酬では投票管理者等の報酬に106万3,000円、節3職員手当等では職員の時間外勤務手当に154万8,000円、また節7報償費では投開票事務従事者報償に371万1,000円等を計上しております。

また、節11需用費では、選挙執行に係る必要な消耗品や印刷製本費など合計114万7,000円を計上したほか、節12委託料ではポスター掲示場設置撤去等委託料に114万4,000円、選挙用機器点検委託料に51万7,000円等、合計185万4,000円となっております。

節17備品購入費では、投開票用備品に130万9,000円を計上し、主に投票用紙交付機や投票記載台等を購入するものでございます。

次に、節14予備費ですが、先ほどご説明したとおり、節17備品購入費の一部については一般財源の負担となるため、予備費を58万2,000円減額するものでございます。

以上で議案第2号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔 5 番 阿部弘明議員登壇 〕

○ 5 番（阿部弘明議員） 5 番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

突然の選挙ということで、年間の中でも一番忙しい、自治体の職員の皆さんに本当にご苦労さんというふうに思います。期間が非常に短いということで、準備ができない様々な問題点があるというふうに聞いておりますけれども、特に視覚障害者の方の点字、投票用紙がどういう投票用紙なのかというのがはっきり識別できないという問題点があるというふうに聞いたのですけれども、その辺についての対応についてはどのようになさっているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔 総務政策課長 稲村茂之登壇 〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

視覚障害者の方の点字での投票の件になると思いますが、投票用紙自体にも点字がされております。また、その投票用紙には点字機等を使って投票していただくということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○ 5 番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

○議長（内田敏雄議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度滑川町一般会計補正予算（第 6 号））を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔 起立全員 〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第 5、議案第 3 号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔 事務局長朗読 〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

次に、稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案説明の前に議案第3号の概要をお手元に配付をさせていただきますので、説明は省略をさせていただきますが、御覧いただければと思います。

それでは、議案第3号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第7号）の議定についてご説明いたします。本日の臨時会は、本議案のご審議をいただくために、改めて臨時会の開催をしていただきましたことに深く感謝申し上げます。

初めに、本議案の概要でございますが、国の令和7年度補正予算（第1号）において拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、滑川町では本交付金を活用して昨今の物価高騰による町民生活の経済的支援の一助として、開会前にお配りした概要のとおり、2つの事業を実施したいため、本議案を上程させていただくものでございます。

1つ目は、物価高対策生活支援給付金事業を実施し、住民1人当たり4,000円の現金給付事業を実施するものです。

2つ目は、令和8年度において水道料金基本料金を半額とする減免事業を1年間実施するものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第3号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度滑川町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,478万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億4,237万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月5日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正になります。繰越明許費補正は、1件の追加をお願いするものでございます。内容は、本補正予算に計上する物価高対策生活支援給付金事業について、年度内での事業が終了する見込みがないため、繰越明許をしたいものでございます。金額は9,478万6,000円となります。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

まず、繰越明許費のことで、今回臨時で議会を開いていただいて補正予算をやるに当たって、国と同じであるかということだと思いますが、こちらにつきましては国と同様であります。また、令和7年度中に執行する事業もございますので、こういう形を取らせていただきました。

また、2月1日以降の転入者についての給付の件でございますが、基準日を2月1日と定めていきますので、2月1日以降、2月2日以降になるかと思えますけれども、転入者につきましては原則給付はいたしません。

また、債務負担行為の件もありましたが、7年度も現時点では想定はございませんが、8年度以降を想定しておりますが、7年度にある可能性もございますので、7年度、8年度ということで示させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

こちら国からの緊急対策事業というところで、短い時間の中でこのような事業案を決めてくださっていて、作業的にも大変だったのかなというふうに思います。事業として1、2と挙げられていて、物価対策生活支援給付金のほうは、金券等ではなく、現金給付というシンプルな形で、これも使いやすい制度なのかなというふうに思います。そして、2の水道料金基本料金のほう、こちらも県の動き等から、上水道、下水道値上げが予定されている中、住民の方々が感じている物価高騰というところを、町のほうの費用から上げないで減免できるというところはすばらしい選択かなというふうに思います。

予算概要のほう、事業費と事務費というところの内訳を見ていくと、1のほうは物価高対策のほうは事務費がとても高くなっている印象があります。8,000万円の事業費に対して事務費が約1,500万円、そして9ページのほうを見ますと時間外勤務手当が351万円というところで、職員の方々の負担も大きいのかなというふうに読めます。一方で、2のほう、水道料金基本料金は、事業費が5,200万円に対して事務費が200万円で済んでいます。概算なのですが、1のほうの事務費が事業費の18%ぐらいに対して、2のほうの水道料金は事務費が4%ぐらいで済んでおります。そう考えますと、その費用と実際の住民の方に回せるお金ということだと、水道料金の減免のほうは

とても効率がいいのかなというふうに感じます。そうしますと、どういうお考えで1、現金給付と、それから水道料金の交付の金額の割合というのを決めていったのかというところを教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回、この事業2つを選定するに当たっては、今までのような特定の対象者だけではなく、等しく広く全町民を対象とした事業となるようにということで選定をいたしました。また、直接町民の生活、経済の一助になる事業、そして国からの交付金を有効に活用できる事業ということで、今回この2つを選ばせていただきました。おっしゃるとおり事務費につきましては、それぞれ差が出ております。水道につきましては、システム改修が主なものとなります。また、現金給付につきましては、今回は今までのような国が一括して支給する給付金とは違いまして、滑川町が独自に行うものでございます。そういったものからして、事務費が非常にかさんでいる部分はあると思います。ただ、一般的なお米券と言われるものであったり、商品券を配るものであると、通常であると25%程度の事務費がかかると言われております。今回この現金給付にすることによって、先ほど上野議員がおっしゃったように、町では約15%の事務費であると、またこれを職員でやることによって、最終的には15%以内で済ませていきたい、その差額分を今回給付金のほうに上乗せをさせていたっているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。お米券や金券ではなくて現金給付にしたというところは、選択肢として使いやすく、そして今ご説明いただいたように、それに関わる事務費も少なく抑えられてとてもよい選択かなというふうに思ってお聞きしております。

もう一つお聞きしたいのがこの金額、例えば8,000万円という金額をなるべく多く住民に交付しようと考えた場合に、15%の事務費、例えばここだと1,500万円かかってしまうものと、8,000万円と5,200万円で事業費が倍等で変わるわけではないのに、水道のほうの事務費はシステム改修だけで済むので、200万円で済んでいるわけですね。であれば上下水道のほうを減免していく等したほうが同じ住民が、事務費に対して住民への恩恵を増やそうと思ったら、水道料金のほうのウエートを大きくしたほうがお金が効率的に動かせるのではないかなという見方もできると思います。その中で8,000万円と5,200万円にしたということは、恐らく何かしらご判断の根拠があるのかなというふうに思うのですけれども、例えば水道料金で全部減免事業を行うわけにはいなくて、現金給付も必要と考えた。それに対して、こちらのほうが多いほうが良いと考えた等、何かしらの理由があると思うのです。事務費15%と4%だったら、4%の事務費で済み、そして職員の残業も増えな

いほうが恐らく事業としては効率がいいかなというふうにこの数字からだを読み取れます。そのところを、このウエートをどう判断したかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

水道料金につきましては、1件当たりという考え方になります。建物でも1件、1世帯とか、そういう形の考え方になります。ただそれだけではなくて、今回先ほども答弁させていただいたように、特定の方だけではなくて等しく広く全町民を対象にする事業ということで、全町民に4,000円を給付するというので、こちらを設定をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。等しく広く、例えば低所得等、そうすると中間の方がいつも外れてしまうというような問題はあったかと思うので、この等しく広く全町民へというところは、素晴らしいお考えかなというふうに思います。

ここで質問していたのは、事務費というものが、こういう事業をするときに事務費で取られてしまうお金の分というところが私が気になっておりまして、それでお聞きしております。水道、上水下水、ライフラインで、これもまた等しく広く全町民が使うものだと思いますので、そう考えますと水道料金というところももう少し考えてもよかったのかなというふうに思います。国からのこういう急な交付金がかここ数年恐らく多くて、担当の職員の方は大変だと思います。そうすると、急に忙しい時期に時間外勤務手当がこれだけ入ってきて、こういう事業が入ってくるというところは、本当に大変なところを対応していただいているとは思いますが。その中で事務費というものが気になったのと、事務費と作業効率というところも考えて金額の負担というのがなされるといいのかなと思って質問しました。お考えのところ、とにかく個人に宛てて等しく広く全町民へという方針でこの配分、金額等をお決めになったということは分かりました。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

水道料金の基本料の減免なのですけども、大体これは1世帯当たりという考えだと思うのですけれども、年間にすると幾らぐらい。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

基本料金を50%減免いたしますので、13ミリから20ミリの基本料金が2か月1,600円いただいております。それが50%減免になりますので、2か月で800円の基本料金の減収ということになります。それで、4月1日から新料金、30%上がりますが、それにつきましては13ミリから20ミリが2か月で2,080円になりますので、その50%減ということで2か月で1,040円の減額ということで、利用者の方からご負担をいただく分を減額させていただくような形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「年間」と言う人あり〕

○上下水道課長（神田 等） 年間だと6回なので約5,000円程度です。3月、4月分が旧料金、約7,000円ということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 基本料金の減免、この30%値上げの分をどのくらい、ちょっと計算分かりますけれども、30%の値上げ全体を抑えるという考え方はなかったのですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

30%料金を上げないということの解釈でよろしいでしょうか。それであれば、料金改定の際にも説明させていただきましたが、施設の更新に伴う料金改定ということで料金を上げさせていただいておりますので、そちらについて基本料金の30%ということの減免は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 基本料金ですから、世帯で皆さん同じなわけですが、たくさん使うところと使わないところとあるわけですから、そういうふうにと考えると公平性という、一人一人の世帯数が多いところ、人数が多いところはやっぱりたくさん使うし、少ないところは少ないしということで、全体からいうと不公平が生まれるのではないかなというふうに思うのです。ですから、30%の値上げを全体として抑える、基本料金も含めて全体を抑えるというふうな考え方というのはできないのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

公平性という立場で考えるのであれば、基本料金の減免というのが公平性を保たれると上下水道課としては考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 私とちょっと考え方違うのですけれども、全体を抑えるという、要するに今回の来年度からの水道料金の大幅な値上げについて、それをどうやって縮小させるかということで、この基本料金の減免ということになったのだというふうに思うのです。それを要するに正確に言うと、30%の全体的な値上げなのだけれども……

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、今の補正予算の範疇からあまりずれないように質問をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） なぜこういう基本料金の値上げについて、値上げを考えたのかということをお聞きしているのです。よろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 補正予算の範囲内の質問にしてくださいよう……

○5番（阿部弘明議員） ですから、なぜこの議案がそういうふうな形で出てきたのかということをお聞きさせていただいているのです。よろしいですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

物価高騰で苦しむ利用者の方々のご負担を少なくするための減免ということになりますので、そのように考えて事業を展開していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 先ほども申し上げましたけれども、全体を抑えるというふうに考えていけないのかなというふうに思ったのです。30%値上げをするって要するに基本料金もそうだし、水道利用にかかるお金についても向こうは上げていくわけでしょう。それを全体を抑えると、両方抑えていくというふうにできないのでしょうかというお話をさせていただいたのですけれども、私の言っていること分かりませんか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

検討の中で基本料金を減免することが全てにおいて公平性が保たれるということで、全体の支出を30%抑えるということは、先ほどの話の中で多く使うところもありますし、少なく使うところもありますので、公平性ということで考えるのであれば、基本料金の減免がベストと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 私のところがどうも伝わらないようで申し訳ないのですが、それは改めて別な角度から、この水道料金の減免については、特に町が予算を使って今回みたいに下げるといふようなことは構わないというふうな考え方でよろしいのですか。各自治体の判断で水道料金をどうするかということについては構わないというふうに考えてよろしいのですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

今回の交付金を活用した事業につきましては、生活者の経済対策、生活の下支えということがございます。そういったものに利用する分には特段問題はございません。そういったことで今回は水道料金の基本料金減免をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 国の交付金についてはそうだと思いますけれども、一般的に自治体の一般会計から水道会計のほうに支出をして水道料金を下げるといふことはできるということによろしいのですね。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

滑川町水道事業給水条例31条に管理者は公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減する、または免除することができるとうたっておりますので、問題はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございました。

私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第3号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第7号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

町長挨拶

○議長（内田敏雄議員） 本臨時議会の議事は全て終了いたしました。

ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いいたします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、臨時会の閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

本臨時会におきましては、令和7年度一般会計補正予算（第7号）をはじめ、全3案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認いただきまして、深く感謝を申し上げます。審議の際に議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては、真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応してまいります。

議員各位におかれましては、ますますご多忙のことと存じますが、何とぞご健勝にてご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。

閉会の宣告

○議長（内田敏雄議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして本臨時議会が終了できました。深く感謝申し上げます。これをもちまして第250回滑川町議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前 11 時 10 分)

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ありがとうございました。

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 2 月 5 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員